

## 令和8年度広報分析事業等委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

令和8年度広報分析事業等委託業務

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

令和8年度広報分析事業等委託業務

#### (2) 事業の目的

本県では、県公式SNS（X、TikTok、YouTube、LINE）を活用した県政情報の発信を行っているが、発信する情報（県政情報）の分野が多岐にわたるため、ユーザー個々の関心や興味を引きにくく、共感やアカウントフォローに繋がりにくいという課題がある。また、県政情報に触れる機会の少ない若年層への情報の届け方にも課題を感じている。

県公式Xの魅力投稿（※）及び若者が親しみやすい動画コンテンツの強化、Xでの広告配信やプレゼントキャンペーンを実施し、県公式Xの認知度向上やフォロワー数の増加につなげることを目的とする。

※「#こうちが好きやき」を共通ハッシュタグとして高知県の食、文化、観光スポットなどの魅力を発信する投稿。

#### (3) 事業内容

別紙仕様書のとおり

#### (4) 委託期間

契約日から令和9年3月31日

### 2 見積限度額

4,149千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を校正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選定するために「令和8年度広報分析事業等委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具  
体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。15日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 国又は地方公共団体あるいは、公益法人等との間において過去2年間に当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行した実績がある者であること。

## 6 説明会

業務の内容やプロポーザル方式による企画提案の手順を説明します。参加希望者は説明会参加申込書（別紙様式1）により申し込んでください。開催日時の10分前までに申込書に記載されたメールアドレス宛に招待用のIDおよびパスを送信します。

- ・開催日時：令和8年3月5日（木）10時～11時
- ・場所：Zoomによるオンラインでの開催
- ・申込期限：令和8年3月4日（水）17時必着
- ・申込方法：メール、持参又はFAX

## 7 質疑と回答

開催日時の10分前までに申込書に記載されたメールアドレス宛に招待用のIDおよびパスを送信します。このプロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑書（別紙様式2）を令和8年3月6日（金）17時までに持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）、FAXまたは電子メールで提出してください。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容については、令和8年3月9日（月）までに、広報広聴課のホームページに掲載します。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせは受け付けません。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を希望する事業者は、必要書類を提出し、申込みをしてください。

[提出書類の様式、提出部数等]

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	企画提案参加申込書（別紙様式3）	A4縦	1部
2	法人概要書	A4縦	1部
3	国又は地方公共団体あるいは、公益法人等との間において過去2年間に当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行した実績が分かるもの（契約書、仕様書の写しなど）	A4縦横自由	1部

### （1）参加申込書

#### ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

#### イ 提出期限

令和8年3月12日（木）17時必着

#### ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県総合企画部広報広聴課

TEL：088-823-9046

### （2）資格要件の確認

高知県総合企画部広報広聴課で、申込者から提出のあった必要書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年3月13日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

なお、参加者多数の場合には、資格要件を満たしていても、企画提案参加申込書および提出書類の内容を精査し、審査会参加者を限定させていただく場合があります。

### （3）資格要件を満たさなかった参加申込者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し

て5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度広報分析事業等委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

## 10 審査

別途定める「令和8年度広報分析事業等委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、審査委員会開催後、3日以内（県の閉庁日を除く。）に全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.dl->

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj](http://law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

## 12 日程

令和8年3月5日（木）10時～	説明会（オンライン）
令和8年3月6日（金）17時必着	質疑書の提出期限
令和8年3月12日（木）17時必着	企画提案参加申込書等の提出期限
令和8年3月23日（月）正午必着	企画提案書の提出期限
令和8年3月25日（水）13時30分～	審査委員会 （オンラインまたは集合型）
審査委員会開催後、3日以内（県の閉庁日を除く。）	審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写（高知県及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を高知県情報公開条例に基づく開示請求に対する非開示理由の申出書（別紙様式4）

により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は、提出していただいた様式4の記載事項に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき、高知県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.dl->

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj](http://law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

#### 14 問い合わせ先

高知県総合企画部広報広聴課

担当者：藤岡、谷本

TEL：088-823-9046

FAX：088-872-5494

E-mail：080401@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

#### 16 その他

- (1) 企画提案参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (3) 企画提案書は、1参加者1提案とします。
- (4) 企画提案書を高知県が受理した後は、その追加及び修正はできません。
- (5) 公募型プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨のみとします。

- (6) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (7) 令和8年度高知県当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続について停止等を行うことがあります。